

## 東アジア倒産再建シンポジウム 中国における10年間の歩みとその展望

北京市炜衡法律事務所シニアパートナー弁護士 尹正友  
北京市企業清算事務所社長 康陽 Kang, Yang

2018年は、東アジア倒産再建シンポジウムの節目の年である。我々は10回目の記念すべき時を迎えて、韓国というシンポジウム創設の地に再び集まった。振り返って、ちょうど10年前に、日本の高木新二郎先生、韓国の呉守根先生、そして中国の王衛国先生が先頭に立ち、中日韓三ヶ国の学者・実務家たちは、「倒産法分野における東アジア三ヶ国の影響力は、その経済実力に比例しない」という共通の問題意識のもとで、東アジア倒産再建シンポジウムという交流のプラットフォームを立ち上げた。中国には、「水を飲むときには井戸を掘った人を忘れてはならない」という諺がある。ここにおいて、三人の先生を始めとする創設者たちに最大限の敬意を表すとともに、東アジア倒産再建シンポジウムを次の精彩な10年に導かなければならない。

### 一. 10年間の歩み

2009年4月に、梨花女子大学（韓国・ソウル市）において、第一回の東アジア倒産再建シンポジウムが開催された。その時の主催者が韓国倒産法研究会であり、ゲストとして、日本側から高木新二郎弁護士、池田靖弁護士、坂井秀行弁護士、福岡真之介弁護士、金春教授、韓国側から呉守根教授、金炯料裁判官、林治龍弁護士、中国側から王衛国教授ほか20人あまりが出席されていた。出席者たちは、「倒産手続の概要」、「裁判外の倒産再建手続」、「裁判内における倒産手続」、「国際倒産」等の計4つのテーマを中心として、実り多い議論を行った。ただし、梨花女子大学主催の第一回シンポジウム及び翌年に中国政法大学主催の第二回シンポジウムは、三ヶ国の学者・実務家に倒産法分野に関する交流の場を提供する非公式の研究会にとどまり、いまのように各国に支部を設けてなかった。また、英語をシンポジウムの使用言語に採用したのも特徴的である。

その後、2011年4月の第三回から、東アジア倒産再建シンポジウムは大きな前進を遂げた。それは、東アジア倒産再建協会という常設の組織が立ち上げられ、中日韓の三ヶ国にそれぞれ支部が設置されたほか、輪番制を採用して、三ヶ国が一年ごとに日本・韓国・中国の順で順次主催国を務める、という決まりもできた。こういった経緯のもとで、東アジア倒産再建協会は、中日韓の三ヶ国における倒産法分野の学者、法律実務家及び金融実務家が議論と意見交換を行うための常設な場を提供し、三ヶ国の法制度とその実務運用を経済合理性に適する透明なものにすることを趣旨とするようになった。さらに、特に注目すべきことは、2011年の第三回シンポジウム（東京開催）から、会議の使用言語は英語から三ヶ国の国語である中国語・日本語・韓国語に変更された。会議言語の変更は「東アジアの三ヶ国が主導するシンポジウ

ム」という特徴を標榜し、たいへん大きな意味を有している。

十年間の歳月を経て、当初民間のイニシアティブにより自発的に形成された非公式の学術組織は、東アジア三ヶ国からの多くの賛同者に支えられたおかげで、設立当時に想像も難しかった成長をなし遂げた。特に中国において、東アジア倒産再建協会の中国支部が倒産法分野における唯一の常設国際的学術組織であり、「民」の身分にもかかわらず、「官」からも注目を集めていた。例えば、上海で開催された第8回のシンポジウムにおいて、中国最高人民法院審判委員会専務委員の杜万華大法官（次官級）が来場し、最高人民法院を代表して、開会の辞を述べた。年に一度、日本と韓国の倒産法専門家たちと、先端的な理論的問題を語り合ったり、最新の研究成果を披露したりする貴重な意見交換の機会を活かすために、中国側はたくさんの参加者がシンポジウムに積極的に参加し、今回の第10回シンポジウムまで、中国側から少なくとも延べ1000人以上が出席したということになった。東アジア倒産再建シンポジウムにおける交流は、間違いなく、中国における倒産法の発展を促進したと言えよう。

## 二. 議論の内容と形式

### 1. 内容

前述のとおり、東アジア倒産再建シンポジウムの議論内容は、最初に「倒産手続の概要」、「裁判外の倒産再建」、「裁判内における倒産手続」、「国際倒産」といった紹介的なものから出発していた。しかし、お互いの倒産法制に関する理解の深化に伴って、議論のテーマは、徐々にミクロの問題になりつつある。すなわち、個々の具体的な手続において、各国の立法理念にどのようなポイントの置き方の違いがあるか、または実務慣行にどのような相違があるか、などの具体的なものに切り替わっていった。例を挙げてみると、裁判上倒産手続における DIP 融資、倒産企業の株主または経営者の責任追及、債権者委員会、裁判外私的整理の定義などは、特に印象が深いであろう。シンポジウムが各国の実務運用における問題の解決という実践的な観点に立脚しているため、参加者たちは、比較法上の立法、理論と実務運用を学び、自分の国における倒産法の立法や実務運用の改善に活かせると思われる。

いまの世界は、経済のグローバル化という時代の流れの中に置かれている。各国の間の経済交流がますます頻繁的に行われるようになり、経済活動の国際化と経済主体の国際化の両方が日々進展している。こういった状況において、倒産手続が自国の経済にしか及ばないというのはとっくにかつての話となり、自国の倒産が他国の投資者を影響し、そして他国の倒産も自国の投資者の国際経済活動に不慮の影響を与えるようになっている。グローバル経済の枠組みの中で、債務の国際化が起り、倒産事件の国際化を惹起することがあるため、国際倒産が非常に重要な課題になっている。そこで、東アジア倒産再建シンポジウムは国際倒産における具体的な対応をテーマに取り上げて、各国の専門家

は、自分の国における国際倒産の立法や運用を披露していた。韓国で起きた韓進海運倒産事件以後、特に海運業者の倒産を中心とする国際倒産は、三ヶ国の理論家・実務家の間に最も熱い話題にまで発展していた。従来中国において、国際倒産が必ずしも多くの関心を集めたテーマと言えないが、韓国側の緻密な紹介と各国参加者の活発的な議論のおかげで、この問題の重要性が喚起され、問題解決の緊迫性を感じさせられた。

## 2. 形式

内容の成熟につれて、議論の形式も変わっていた。第一回から第三回までは、シンポジウムは幾つかの主題を設けて、主題ごとに一つの国から代表者を選び、代表者は主題を中心とする講演を行う。しかし、第四回からは、主題を指定せず、そのかわりに、セッションを設ける方法を採用されるようになった。セッションの趣旨のもとでは、三ヶ国から報告者が選ばれ、報告者は自らテーマを選定し、講演する。そして、各セッションにコメンテーターを導入し、1つの国の報告者が主たる講演者となるほか、2つの国からそれぞれ1名の代表者がコメンテーターを務めて、1名の司会者を加えると、各セッションに「1報告者2コメンテーター1司会者」を配置する形式が固定化し、現在に至っている。このような変遷は、参加者の議論をより実質的なものに発展させる役割を果たすだけでなく、三ヶ国の学者・実務家の間に深い友情を醸成していた。

## 3. 倒産関係専門用語の統一

中国語・日本語・韓国語といった三ヶ国の国語をシンポジウムの使用言語に採用すること、象徴的な意味にとどまらず、学术交流の面にも有益な影響を与えている。英語という仲介言語を用いない状態で学術的議論を可能にするために、倒産法の知識に通じる同時通訳を活用するほか、三ヶ国の参加者がほかの2つの言語における専門用語の意味を理解することが必要である。そのため、2015年の第7回の梨花女子大学（ソウル市）会議において、呉守根教授の呼びかけに応じて、重要な倒産法関係用語が整理され、各国の学者と弁護士がそれぞれの用語の自国語における意味を明らかにした。このような専門家たちの協働作業により、倒産関係専門用語の統一が一定程度図られ、より活発な学术交流の礎を築かれた。

## 三. 交流とその成果

中国からの参加者は、中国法において比較的独特的な制度運用が行われていることを背景として、企業破産法の実施の現状と特徴、国有企業の破産と再建、金融機関倒産の立法と実務、上場企業倒産における管財人の運用、強制執行手続と倒産手続の連携における浙江省の実践（「浙江省高级人民法院『強制執行から倒産手続への移行における諸問題に関する紀要』の解説」）、中国における「ゾンビ企業」の処遇など、中国

法における制度の現状と将来の発展傾向、実務における対処の方法などを日本・韓国  
の参加者に紹介した。こういった特色のある制度運用は、日韓の両国に一定程度の示  
唆を与えたとかんがえられる。

また、参加者として、中国側の得る知見が実に大きいと思われる。日本・韓国  
の学者と実務家が両国の立法、理論及び実務に関する説明は、中国倒産法実務の健全化、  
制度の改定、理念の更新に関して、中国法に多くの示唆を与えた。例えば、韓国にお  
ける倒産手続の迅速化の影響を受けて、中国も倒産事件の審理期間を短縮するため  
に、複雑事件と簡易事件を振り分ける制度を採用し、より迅速的な審理を促進するた  
めに、裁判所規則を制定した。また、日本と韓国の裁判外債務整理制度から示唆を受  
けて、中国銀行業監督管理委員会は「銀行業金融機関による債権者委員会制度の業務  
に関する通知」や「銀行業金融機関による債権者委員会制度の業務のさらなる健全化  
に関する通知」を發布して、債権者委員会のもとで、銀行業金融機関に裁判外の契約  
に基づく再建及び裁判所手続における再建を許容する方針を打ち出した。また、会社  
更生法が開始された場合でも、金融債権者により形成された債権者委員会は、倒産裁  
判所との間に積極的な意見交換を行い、イニシアティブを取って、倒産手続における  
「清算組」に参加し、または裁判所に管財人を推薦することが推奨されている。

さらに、日本・韓国  
の両国における裁判実務の専門化に影響され、中国の各地の裁  
判所では、裁判専門部を設置する動きが見られ、倒産裁判所の新設をも立法機関に呼  
びかけている。こういった倒産裁判の専門化は、市場原理に基づく市場主体の退出制  
度を健全化するための重要な措置になろう。

#### 四. 展望

数年来、中国倒産法の立法、学説及び実務は、大きな前進をなし遂げた。しかし、  
それと同時に数多くの問題が依然残っている。例えば、銀行の倒産に関しては、中国  
銀行業監督管理委員会は「商業銀行の倒産処理に関する条例」を起草しているが、特  
に ISDA 契約におけるデリバティブ取引の処遇が課題である。国際倒産に関しては、  
最高人民法院は 2015 年に制定された『『一対一路』経済圏の建設に司法的保障を  
提供する若干の意見』において、『『一対一路』の沿線国家が中国と司法協力条約を  
締結していない場合、相手国が国際司法援助に対する態度及び相手国が中国に対す  
る司法相互主義の約束等を勘案して、中国の裁判所は先に相手国に国際司法援助の  
実施を提供し、相互の保証の確立を積極的に推進し、国際司法援助の対象国を拡大す  
る』、「中国と『一対一路』沿線国家との間に締結された条約または共同で参加した多  
国間条約に厳格に基づき、司法関係文書の送達、証拠調べ、外国判決等の承認・執行  
などの国際司法援助申請に積極的に対応して、中国の当事者と外国の当事者を問わ  
ず、その合法的な権利に迅速かつ効率高い救済制度を提供しなければならない」など  
の方針を明確にした。このような規定は「相互主義」を柔軟に解釈するための法的根  
拠をなしている。前記『『一対一路』経済圏の建設に司法的保障を提供する若干の意  
見』は、外国判決等の承認・執行にとどまらず、中国の国際倒産における承認援助の

健全化に対しても、指導的な役割を果たすであろう。なお、周知のとおり、中国法には消費者倒産の制度が存在しない。消費者倒産制度の立法化の推進は、引き続き重要な課題である。

実務の場面では、管財人の自治、管財人選任の市場化の推進、及び「府院連動」（訳者注：府＝政府、院＝法院（裁判所）。政府と裁判所の連携を意味する）体制の構築が肝心の課題である。「府院連動」の背景は、一部の倒産事件において、利害関係者の人数が多いうえに、大量の失業者を出しかねないため、社会の安定や労働者の生活保障などの民生問題に関わり、政府の協力が不可欠である。ただ、「府院連動」における政府の役割は倒産事件への不当な関与を意味するわけではなく、「裁判所が市場原理に基づく公正な裁判を行い、政府が労働者の生活保障等の公共サービスの提供や社会管理機能の発揮を確実に実行し、裁判所と政府が連動しながら、それぞれの本来の役割を果たす」という役割の棲み分けに基づく連携を意味しよう。

上記のように、中国の倒産法は制度の構築や実務の合理化に関して、まだ改善すべき問題が多数残っている。東アジア倒産再建シンポジウムを通して、日本と韓国の専門家からいただくアドバイスは非常に貴重であり、これからも、中国と日韓両国との間により一層の協力深化をたいへん期待している。さらに、シンガポール、マレーシアやインドなどの国を新たに会員国として迎え入れ、交流の輪を広げて、「東アジア」という名称をもっと名実一体なものにし、東アジアないしアジア全体に協会の影響力を拡大することも検討してよいと思われる。

## 五. 終わりに

東アジア倒産再建シンポジウムは、第一回の開催から、ちょうど10年の歳月を経験してきた。東アジア地域の倒産法分野の進歩に大きな貢献を与えた高木新二郎先生、呉守根先生及び王衛国先生の三名の創設者に対して、最も崇高な敬意を表し、また、他界された日本支部前支部長の池田靖弁護士に追悼の意を表しなければならない。

仏教には「初心を忘れず、始終を得る」という諺がある。その意味は、いかなることであれ、最初の信念を保ち続けることができれば、いつか必ず成功をおさめることである。東アジア倒産再建シンポジウムもそうではないかと思う。これから、中日韓の三ヶ国における倒産法分野の学者・実務家が力を合わせて、アジアの声、アジアの知恵、アジアの経験を全世界に届けていこう。

（訳者：中国政法大学民商経済法学部専任講師 史明洲）